





(03) (瀬戸内) 給水施設点検清掃作業

名称	(03) (瀬戸内) 給水施設点検清掃作業		
後方支援隊長	営繕班長	企画主任	水道技術管理者
			
奄美警備隊後方支援隊営繕班	図面番号	1 / 5	

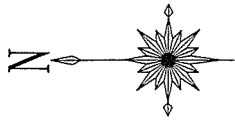
仕 様 書

- 1 名 称 : (03) (瀬戸内) 給水施設点検清掃作業
- 2 場 所 : 大島郡瀬戸内町大字節子684番2
陸上自衛隊 瀬戸内分屯地内
- 3 作業内容 : 瀬戸内分屯地内の受水槽他の清掃、消毒及び加圧給水ポンプ点検作業
地上受水槽 96t (48t×2基)
給水ポンプユニット (株)川本製作所 KFE40T1.5 1式
- 4 一般事項 : (1) 適用
本作業は、本仕様書及び関係諸規則に基づき実施すること。
(2) 疑義事項
仕様書の内容に相違がある場合、また作業中疑義が生じた場合は、部隊担当官に申し出てその指示に従い実施すること。
(3) 工程表
請負業者は、作業前に部隊担当官に工程表を提出し、承認を得た後作業を実施すること。なお、作業日時、手順等は部隊と調整の上、指示に従うものとする。
ポンプ点検は12月10日(金)、清掃作業は12月11日(土)に実施予定
予備日は後日調整とする。
(4) 写真
作業における主要な部分(作業前、清掃状況、消毒状況、作業後等)及びその他部隊担当官の指示する場所を撮影し、工事写真帳(A4)に整理し検査完了時に提出すること。
(5) その他
作業に使用する電気・水道等は請負業者の負担とする。
- 5 特記事項 : (1) 清掃作業
ア 使用器具は専用のものを使用し、作業衣は清潔なものを着用し、作業が衛生的に行われるようにすること。
イ 清掃後、配水管内等の停滞水や水槽内のもらい錆等が管内に流入しないよう処置すること。
(2) 消毒作業
ア 消毒薬は有効塩素50~100mg/lの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液、又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いて消毒すること。
イ 消毒は、水槽内の全壁面・床及び天井の下面については、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を使用して行う。
ウ 前記の方法により、2回以上消毒を行い消毒による排水を完全に除去すると共に、消毒終了後は水槽内に立ち入らないこと。
エ 消毒後の水洗い及び水槽内への上水の注入は、消毒終了後30分以上経過してから実施すること。
(3) 給水ポンプ点検内容
ア 電圧・運転電流測定、自動交互・並列運転確認、交渉代替運転確認
イ 各電動機絶縁抵抗測定、運転音点検
ウ 各ポンプメカニカル部漏洩点検、運転音点検、逆止弁動作確認
エ 制御盤表示・警報機能確認
オ 圧力タンク封入圧力確認
カ バルブ類点検・確認
キ 外観点検
(4) 水質検査
水槽清掃、消毒後、注入した上水の水質検査を実施すること。採水は配水主管に送水する前に、部隊の指示する場所から採取し検査すること。全作業終了後の施設末端における水質検査はビル衛生管理法に基づく飲料水項目(11項目)の水質検査を実施すること。水質検査機関への受付時間までに依頼が困難な場合は清掃業者がクーラーボックス等を持参して持ち帰り保管する事。採水場所は203号建物とし、試験結果報告書を提出すること。なお、水槽の測定基準は、下記の通りとする。
ア 濁度 : 2度以下(濁色度計による計測)
イ 色度 : 5度以下(濁色度計による計測)
ウ 臭気・味 : 異常でないこと。
エ 残留塩素 : 0.2mg/l以上(残留塩素測定器による)

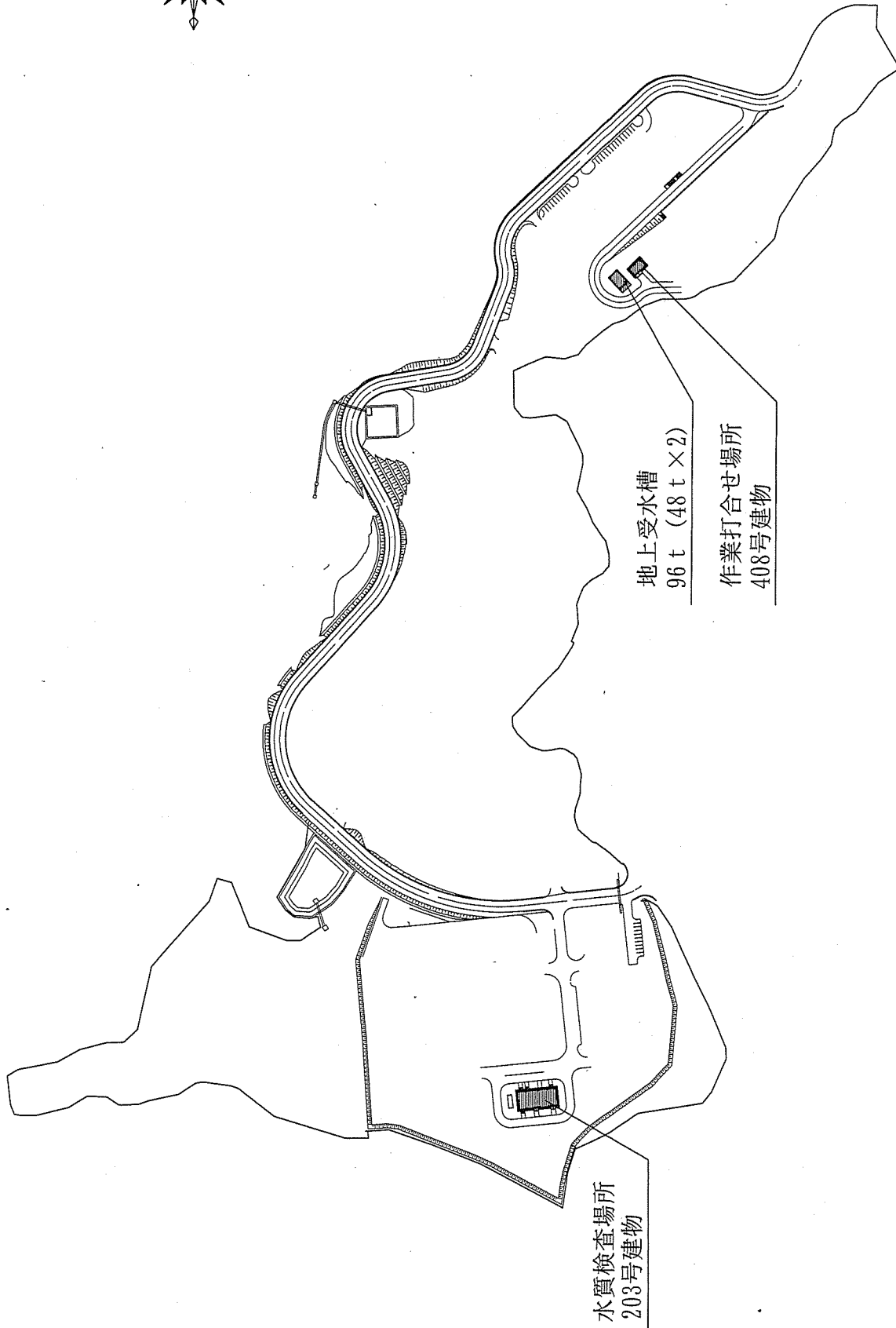
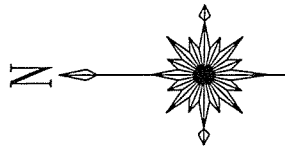
(5) 事前提出書類

作業員の貯水槽清掃作業監督者講習会、貯水槽清掃作業従事者研修の修了証書及び3ヵ月以内に実施した腸内細菌検査成績書、施工計画書を事前に提出すると。

6 検 査 : 本作業終了後、本仕様書に基づき検査を実施、合格をもって完了とする。



陸上自衛隊瀬戸内分屯地



水質検査場所
203号建物

地上受水槽
96 t (48 t × 2)

作業打合せ場所
408号建物